

重要 必ずお読みください。

新入生の保護者の皆様へ

2023年3月

済美高等学校 事務部

高等学校等就学支援金（2023年4月～6月支給分）について（申請のご案内）

1 制度の概要

私立高等学校等の授業料支援として、保護者等の2021年分の年収目安が約910万未満、2022年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」が304,200円未満の世帯の場合には、申請により「高等学校等就学支援金」が国から岐阜県を通じて支給されます。返還は不要です。

申請が無い場合には「就学支援金」が支給されません。

なお、本校の奨学生で授業料が「全額又は半額」免除される方も必ず申請をお願いします。

2 認定の要件

保護者等^{※1}全員の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額^{※2}」が304,200円未満の世帯に支給されます。

※1 保護者等…両親の場合親権者2名分、離婚や死別の場合親権者1名分、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

注) 就学支援金の支給対象の生徒が早生まれで、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（2023年4月～6月分については、2008年1月2日～4月1日生まれの生徒が対象）は、保護者等の課税標準額から33万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出するので注意してください。

年収の目安	判定基準額＝市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額 ※保護者（親権者）全員の合算額	就学支援金額 支給年額（月額）
590万円未満	154,500円未満	396,300円（月額33,000円）
590万円以上 910万円未満	154,500円以上304,200円未満	118,800円（月額9,900円）
910万円以上	304,200円以上	支給なし（月額0円）

あくまでも目安です

こちらの基準で判定します

ご自身が支給対象かどうか不明の場合でも申請して頂くことを推奨します。今回の4月から6月の支給分を申請しないで、後から対象であることが分かった場合に遡って申請することはできません。

- ・市町村民税の課税標準額
- ・市町村民税の調整控除の額

については、税額決定通知書や納税通知書では記載がないことがあります。マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）で確認するか、お住いの市町村が発行する上記の項目を表記した「課税証明書」により確認できます。

マイナポータルHP



裏面も必ずご覧ください。

3 新規申請及び登録方法について・・・原則オンライン申請システム（e-Shien）からの申請

入学登録日（3月3日）に「ログインID通知書」を配布しますので、オンライン申請システム（e-shien）から「ID・パスワード」でログインし、申請してください。（申請日付は必ず2023年4月1日にしてください。）

◆オンライン申請の登録期限：2023年4月13日（木）【厳守】

◆オンライン申請システム（e-Shien）へのログインは、URL または QR コードからアクセスしてください。URL⇒ <https://www.e-shien.mext.go.jp/> QR コード⇒



※「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル②新規申請編」を参考に申請してください。

オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル（②新規申請編）

（[利用マニュアル（申請者向け）](#) ②新規申請編（[mext.go.jp](https://www.mext.go.jp/)））

オンライン申請システム（e-Shien）の操作方法も YouTube 動画で公開されています。

（<https://www.youtube.com/watch?v=mjP54vzAS3s>）

（文部科学省、岐阜県のホームページにはアドレス等を掲載してあります。）

重要 「ログインID通知書」は、在学している間大切に保管してください。

（万が一「ログインID通知書」をなくした場合は、事務室へご連絡ください。ログインパスワードを初期化し新たなパスワードが記載された「ログインID通知書」を再発行します。）

（1）就学支援金を申請する方

- ① e-Shien システムにログインしてください。（<https://www.e-shien.mext.go.jp/>）
- ② 配布された「ログインID通知書」に記載のログインID及びパスワードを入力し、必要事項を入力し、e-Shien 申請者向け利用マニュアル（②新規申請編）19 ページまで行ってください。

（2）就学支援金を申請しない方

- ① e-Shien システムにログインしてください。（<https://www.e-shien.mext.go.jp/>）
- ② 配布された「ログインID通知書」に記載のログインID及びパスワードを入力し、e-Shien 申請者向け利用マニュアル（②新規申請編）6 ページの「意向の登録」まで行ってください。

※就学支援金の支給申請をされない方も必ず、「申請有無の意思確認」をするため「ない」を登録する必要がありますので全ての保護者の方の申請をお願いします。

4 就学支援金のオンライン（e-Shien）申請できなかった方について

※インターネット環境が無い場合は、下記の書類を事務室でお渡ししますのでご連絡ください。

1. 就学支援金受給資格認定申請書
2. 個人番号カード（写）等貼付台紙

以上の書類を提出される方は、4月7日（金）に学校へ提出してください。

※申請期限を過ぎると、4月分からの受給ができなくなりますのでご注意ください。

5 その他

（1）申請登録について

オンライン申請登録の保護者情報を入力する際、課税地は、2022年1月1日時点（生徒が中学

2年生の学齢)で住民登録をしている市町村を入力してください。

例年、課税地の確認で認定が遅れるケースがありますので、間違いのないようお願いします。

(2) 受給資格の審査・認定について

今回の申請登録に基づき、2023年4月～6月分の就学支援金の受給資格の審査・認定が行われます。

※保護者等情報については、親権者全員分の登録が必要です。親権者が両親の場合は2名分の登録（別居や単身赴任、所得の有無にかかわらず両親分登録してください。）離婚や死別などにより親権者が1名の場合は、1名分の登録です。やむを得ない事情があり、個人番号の登録ができない親権者がいる場合など、ご不明な点は学校事務室までお問い合わせください。

※保護者（親権者）が税額未申告の場合は、判定ができません。必ず事前に申告手続きを行ってください。

※個人番号を利用して税額照会が出来ない場合は、直接電話で確認する場合があります。

(3) 今後の申請について（2023年7月分以降）

2023年7月～2024年6月分の支給に関するご案内は、6月頃お知らせいたしますので、ご確認ください。なお、今回（2023年4月～6月分）の申請において支給対象外（所得制限）になられた方は再申請が必要となります。

(4) 支給時期・方法

今回の申請で支給対象になった方は4～6月（3ヶ月分）の授業料引き落とし（6月2日）の際に授業料に充当（授業料から就学支援金支給額を控除した額）します。該当する方には「支給決定通知書」でお知らせします。

(5) 保護者等変更の届出について

申請後、「就学支援金認定申請」の内容に変更が生じた場合（離婚・再婚等による保護者等の変更、税額確認書類の記載内容訂正など）には、保護者等情報変更届出をする必要があります。

※ 保護者等変更が判明した時点で早急に事務室へご連絡ください。

(6) 受給期間について

過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

問い合わせ先

〒500-8741 岐阜市正法寺町33番地

学校法人岐阜済美学院 済美高等学校 事務室（代）058-271-0345